

福祉人材育成助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福祉の担い手を確保するため、福祉業務に従事する上で必要となる資格の取得及び研修の受講に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成金交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれに該当する者とする。

- (1) 飯山市に居住しており、将来飯山市内で福祉業務に従事する意志がある者
- (2) 飯山市出身であり、県内外の短大、専門学校、大学等に在籍している者で、将来飯山市内において福祉業務に従事する意志がある者

(対象となる資格等)

第3条 助成金の交付対象となる資格及び研修は、次のとおりとする。

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、幼稚園教諭、手話通訳士・者、要約筆記者、介護職員初任者研修、社会福祉主事任用資格研修、相談支援従事者初任者研修

その他、会長が特に必要と認めたもの。

(助成額)

第4条 資格試験受験料又は研修受講料の2分の1以内の額。ただし、2万円を限度とする。

(助成金交付申請)

第5条 この助成金を申請しようとする者は、受験日又は受講日の10日前までに福祉人材育成助成金交付申請書(様式第1号)により、飯山市社会福祉協議会会長(以下、「会長」という。)に申請するものとする。

- 2 申請は対象者1人につき1回のみとする。

(助成金交付決定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、その申請による書類の審査を行い、適当と認めるときは福祉人材育成助成金交付決定通知書(様式第2号)により、助成金の交付を決定するものとする。

(助成金交付請求)

第7条 前条により交付決定された者が助成金の交付を受けようとするときは、福祉人材育成助成金交付請求書(様式第3号)を会長に提出するものとする。

(就労等状況報告)

第8条 助成金の交付を受けた者は、会長が指定する日までに福祉人材就労等状況報告書(様式第4号)を会長に提出するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日より適用する。